



Kumamoto City

News Release

令和7年（2025年）3月24日

熊本市学校規模適正化基本方針（素案）に関する パブリックコメント結果について

熊本市学校規模適正化基本方針（素案）に対するパブリックコメントの結果について、下記のとおり公表しますのでお知らせします。

記

意見募集期間	令和6年（2024年）12月13日（金） ～令和7年（2025年）1月13日（月）
意見提出人数及び件数	2人、4件
意見募集結果公表期間	令和7年（2025年）3月25日（火）～4月25日（金）
公表する内容	提出された意見と、それに対する市の考え方
公表方法	熊本市ホームページ掲載 市役所教育改革推進課、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び地域コミュニティセンターでの縦覧

お問い合わせ先
教育改革推進課（328-2708）
課長：朽木 篤
担当：橋井、佐方

様式第2号（第5条関係）

熊本市学校規模適正化基本方針（素案）に関するパブリックコメントの結果について

令和7年（2025年）3月25日

教育改革推進課

熊本市学校規模適正化基本方針（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。ありがとうございました。なお、公表にあたっては、取りまとめの都合上、ご意見を案件ごとに集約させていただきました。

記

- 1 意見募集期間 令和6年（2024年）12月13日
～令和7年（2025年）1月13日
- 2 意見募集結果の公表日 令和7年（2025年）3月25日
- 3 ご意見の提出状況 ご意見を提出された方の人数 2名
ご意見の件数（まとめごと） 4件
- 4 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 別紙記載のとおり
※いただいたご意見は、趣旨を要約させていただいております。また、同内容のご意見は一項目として取りまとめさせていただきました。

（内訳）

【対応1（補足修正）】

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 0件

【対応2（既記載）】

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの 1件

【対応3（説明・理解）】

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの 1件

【対応4（事業参考）】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの 1件

【対応5（その他）】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの 1件

5 意見募集結果資料の入手方法

熊本市ホームページに掲載しており、また、教育改革推進課窓口、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び各地域コミュニティセンターでも閲覧できます。

お問合せ先

熊本市 教育改革推進課

電話番号 096-328-2708

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
<p>第2章 学校の適正規模・適正配置の必要性（現状と課題）について</p>	<p>学校規模適正化の協議において教育施設の老朽化の問題を踏まえて対応することは、極めて重要だと感じた。今後も老朽化した学校は増加していく。素案の10ページにあるように児童数は減少しているのに学校数は増えており、学校自体が多すぎるとすると老朽化かつ小規模校は廃校に向けた中長期計画を立てることも大事だと感じた。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 実施に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	<p>対応4 （事業参考）</p>
<p>第3章 適正規模・適正配置の方策について</p>	<p>学校選択制度というのは、今後、いじめ対応や部活動、学校方針など別の観点からも大変ニーズがあると感じた。全体を通して資料を見ていく中で、小規模校というのは、極力なくしていくという前提のもとでダイナミックに改変していく方がよいように感じた（先生数の深刻な不足という面からも）。その手立てとして小中一貫校はとくに期待したい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今回新たな適正化の方策として学校選択制度や小中一貫校、義務教育学校を基本方針に盛り込んだところです。いただいたご意見も参考に、学校規模の適正化に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>対応2 （既記載）</p>
	<p>緩衝地区の弾力化について 素案の弾力化について、ある一定の居住者のみに柔軟な通学先の選択権を与えるよう不公平感がある。学校規模の適正化が目的だと思われるが、様々な実情を抱え、既存の校区へ通うことができない家庭もあるので、以下の点についても検討いただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 学校規模を適正化するにあたっては、適正化に該当する学校の児童生徒、保護者、地域の方々、学校関係者としていねいに話し合いを行い、最善の方策を考えていきたいと思っています。緩衝地区の設定には自治会の</p>	<p>対応3 （説明・理解）</p>

	<p>現状、緩衝地区の新たな設定には、事務手続きが複雑かつ煩雑なものとなっており、途方もなく困難である。学校選択制度を認めるのであれば、隣接校区に関しては、もう少し緩衝地区の手続きを簡素化してもいいと感じる。校区に関しては自治会の意向を重んじる傾向にあるが、こどもや親の事情と比べたときに、自治会の意向を優先させることに疑問が残る。こどもたちの目線に立ち、最良の教育環境とは何かを考えたものにしていただけると助かります。</p>	<p>同意が必要ですが、併せて、ご指摘のとおり、こどもたちの目線に立ちながら、児童生徒の意見にも耳を傾け、反映させていきたいと考えています。</p>	
<p>その他</p>	<p>(小学校では)身元引受の制度も用意されているが、中学校からは指定校区の中学校に行くことになり、こどもの立場で見ると、いきなり友人も知人もいない環境になり、精神的負担も大きい。そこまでして既存の校区に強制的に通わせることに意義はあるのか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、様々な環境の児童生徒がおりますので、それぞれからの相談をしっかりと聞き、今後も一人一人に丁寧に対応していきたいと考えています。</p>	<p>対応5 (その他)</p>